



みどり
水土里ネットおおきく
水循環クリエイター

広報 おおきく

熊本県菊池郡大津町大字陣内1782-2 TEL(096)293-6851 FAX(096)293-6995
E-mail: ookiku@fancy.ocn.ne.jp ホームページ: http://ookiku.jp



テーマ『田んぼの学校 in 白川中流域2024』

平成15年から続く田んぼの学校は、令和3年度から、高校生を対象とし、田んぼハイスクールを開校してきましたが、本年度からまた小学生を対象とし、開催いたしました。

土地改良区の役割や農業農村の持つ多面的機能を地元と熊本市都市部の児童・保護者にPRし、白川中流域の特異な農地での農業体験を通し、地域の特徴や、文化・歴史を学び、農家との交流を行うことで、より深く、くまもとの水・土・里について理解を深めてもらいます。

さらに、本イベントにて学び・体験したことを参加者自らがSNS等にて全国に発信し、熊本の水と歴史あるかんがい施設への興味、関心を多くの人へ広げていきます。

土地改良区の概要

◇受益面積 1,767ha
前年比 △5ha

◇組合員数 2,143人
前年比 △10人

令和6年5月31日現在

目次

表紙	1
理事長あいさつ・第7回通常総代会	2
令和6年度事業計画及び予算内訳	3
令和6年度一般会計予算	4
令和4年度一般会計収支決算書	5
財産目録	6
水利施設を更新しました	7
イベント・啓発活動紹介	8
農地くんからのお知らせ	9
いろんな取組み・活動に参加してみませんか	10



vol. 8



「おおきく農地くん」

理事長あいさつ



おおきく土地改良区

理事長(大津町長) 金田 英樹

組合員並びに地域の皆様には、日頃より本改良区の業務運営、事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は平年より少し遅い梅雨入りとなり、一時は水不足も心配いたしました。その後適度な雨も降り、順調に田植えを終えられたかと思えます。

本年度におきましても災害等もなく適度な雨にも恵まれ無事に組合員様が安心して農業へ従事できることを願っております。

さて、本改良区管内の状況でございますが、連日新聞やメディア等で報道されております半導体企業進出に伴い、広い範囲でマンション等の建設や宅地造成により農地の転用が急速に進み、付随して雨水対策等も懸念されております。このような状況を受け農地は減り、施設の維持管理費も増加する深刻な事態となっております。

農業水利施設は老朽化が著しく進み、更新を迎える施設も多くなるため、継続的な農業基盤を支えるためには施設の更新積立をしていく時期にさしかかってい

るのではと考えております。減価償却費を基に事業計画を立案し、組合員の皆様の費用負担を平常化するとともに、安定した農業を推進していくためにも、国・熊本県及び両町と連携し、役職員一同土地改良事業の推進に努めてまいります。

その他、熊本地域の地下水量低下も懸念されております。本改良区管内におきましては涵養能力の高い水田を持つ白川中流域が涵養域とされ注目を集めていることから、20年間継続してきました水田湛水事業に対する期待がますます高まっています。これからも農地を守ることで、これまで続いている熊本の水循環を維持し、持続可能な水資源の確保に努め、関係機関と連携し取り組んでまいりますので引き続き水田湛水事業にもご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、自然災害もなく天候に恵まれ、豊穡の秋を迎えられますように、また組合員の皆様方のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、広報発刊にあたってのご挨拶といたします。



第7回通常総代会開催

第7回通常総代会が去る3月24日に大津町町民交流施設(オークスプラザ)で開催しました。議長に第4選挙区の紫藤恵介氏(中尾)を選出し、議事録記名人及び書記の指名の順で会議が進められました。総代総数57名中35名の出席のもと提出議案9件について慎重に審議され、いずれも原案の通り可決承認されました。提出された議案は次の通りです。

-
- 第1号議案 …… 令和5年度 一般会計収支補正予算(専決第2号)の承認について
 - 第2号議案 …… 令和5年度 一般会計収支補正予算(第2号)の議決について
 - 第3号議案 …… 地区除外決済金見直しの議決について
 - 第4号議案 …… 令和6年度 事業計画の議決について
 - 第5号議案 …… 令和6年度 一般会計収支予算の議決について
 - 第6号議案 …… 令和6年度 賦課金及び賦課徴収方法とその時期の議決について
 - 第7号議案 …… 令和6年度 農林漁業資金の借入及び償還方法の議決について
 - 第8号議案 …… 令和6年度 金銭預入先金融機関の議決について
 - 第9号議案 …… 令和6年度 加入金の額の議決について

総代・役員の皆さまには、
ご多用の中、総代会にご出席
頂き誠にありがとうございました。



総代会の風景

令和6年度 事業計画

1. 運営の方針

いまの日本農業が抱える問題は数多くあり、その中でも「農家の高齢化」「耕作放棄地の増加」「TPPによる競争激化」は、早急な対策が迫られています。

これらの課題を解決し、生産力を向上させるためには、スマート農業の推進や農地、経営の大規模化、農作物のブランド化が有効です。さらに持続可能な農業を実現するには、農家だけではなく自治体や国、消費者も一丸となって、日本の農業が抱える問題に取り組むことが求められます。

本改良区管内におきましても、担い手不足や、農業水利施設において、整備完了から数十年以上が経過しているため、施設の老朽化が深刻な問題になっております。また近年、半導体企業の進出に伴い、住宅化による農地転用、それに付随して雨水対策等も懸念され管内におきます影響は多大な状況です。

このような課題を解決していくには、農業水利施設の更新に向けた事業費を計画的に積み立てていき、国・県の交付金事業等を活用するなどして地元負担金の軽減に努め、農地が減少していく中で維持管理費も比例して減少することから規定等の見直しを進めるほか、管内の農業を利用集積・集約化、地域の担い手の確保・育成、多様な働き手が活躍できる環境の整備、生産性の高い農業ができる基盤づくりなど安定した農業ができるように土地改良事業の推進を図ります。

また、地下水保全活動においても、地下水の低下が懸念されるなか、白川中流域の水田が持つ多面的機能を活かし、農業農村を守りながら地下水かん養事業の拡大に取り組んでいきます。

最後に、更なる土地改良区の発展に向け、健全な運営と経費削減に努めながら、組合員と共に土地改良施設の適正な維持管理に努めてまいります。

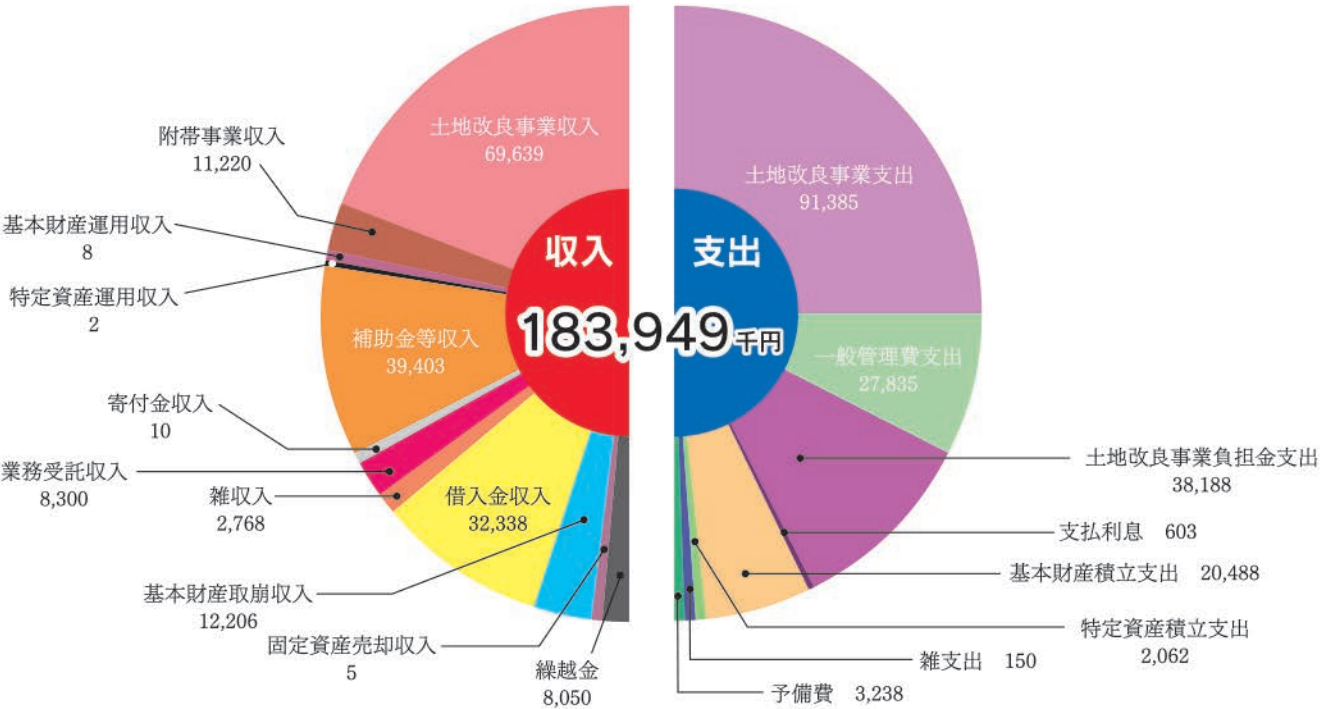
2. 事業の要点

運営の方針に基づき、次の事業を進める。

事業名	事業費	費目	地区名	工事内容
団体営農業農村整備事業	6,200 千円	事業	白 川	防災減災事業大津1地区水路整備工事(大津)
推進交付金特認事業	2,280 千円	事業	白 川	推進交付金事業大津地区水路整備工事(大津)
大津町・菊陽町土地改良事業 (工事補助)	6,900 千円	維持	白 川	陣内地区水路整備工事 他5件(大津町管内)
	450 千円		白 水	曲手地内伐採工事(菊陽町管内)
大津町・菊陽町土地改良事業 (維持補助)	3,330 千円	維持	白川他11	大津町管内維持管理工事
	3,640 千円		白川他5	菊陽町管内維持管理工事
土地改良区単独事業 (修繕)	2,750 千円	維持	白 川	大林地区法面工事 他11件
	540 千円		白川他2	久保田地区水路修繕工事 他5件
合 計	26,090 千円			

令和6年度 予算のしくみ

(単位：千円)



令和6年度 一般会計収支予算

一金 183,949千円 収入・支出予算額

収入

(単位：千円)

	款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	附 記
1	土地改良事業収入	69,639	70,851	△1,212	経常賦課金 33,290 維持管理賦課金 35,229 負担金 550 転用負担金 560 加入金額 10
2	附帯事業収入	11,220	11,100	120	管理財産使用料(浄化槽処理水及び雨水排水の水路使用料)
3	基本財産運用収入	8	8	0	経常 1 白川 1 堀川 1 馬場 1 白水 1 井口 1 錦野 1 迫井手 1
4	特定資産運用収入	2	2	0	特定資産利息 経常 1 白川 1
5	補助金等収入	39,403	43,044	△3,641	国 3,100 県 1,780 大津町 10,678 菊陽町 23,845
6	交付金収入	0	18,540	△18,540	
7	寄付金収入	10	10	0	過去5年前の未収賦課金 経常 10
8	業務受託収入	8,300	7,550	750	深迫ダム管理受託補助金
9	雑収入	2,768	1,418	1,350	預金利息 1 配当金 17 過年度収入等 110 事務所借上げ 360 電柱敷地料 350 小水力発電等 1,400 その他 530
10	借入金収入	32,338	31,250	1,088	日本政策金融公庫借入(県営白水地区事業)
11	基本財産取崩収入	12,206	14,763	△2,557	財政調整積立資産取崩(財調より繰入金) 経常 1 白川 12,000 迫井手 200 その他5地区 5(各1)
12	特定資産取崩収入	0	0	0	特定財産を取り崩すことで生じる収入
13	固定資産売却収入	5	0	5	固定資産を取り崩すことで生じる収入
14	出資金返還収入	0	0	0	出資金の返済により生じる収入
15	繰越金	8,050	6,050	2,000	経常 3,500 白川 2,500 堀川 350 馬場 300 白水 500 井口 250 錦野 250 迫井手 300 ダム 100
	合 計	183,949	204,586	△20,637	

支出

(単位：千円)

	款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減	附 記
1	土地改良事業支出	91,385	108,947	△17,562	維持管理費 72,711 適正化事業拠出金 2,074 受託業務費 16,600
2	附帯事業費支出	0	0	0	土地改良区が行う附帯事業の実施に要する支出
3	一般管理費支出	27,835	26,676	1,159	運営事務費 25,184 事務所 2,651
4	土地改良事業 負担金支出	38,188	42,560	△4,372	都道府県営事業分担金 32,338 市町村営事業分担金 5,850
5	借入金返済支出	0	0	0	借入金の返済のための支出
6	支払利息	603	315	288	借入金利息 603 (白水地区)
7	固定資産取得支出	0	150	△150	
8	基本財産積立支出	20,488	20,256	232	経常 1 白川 1 堀川 1,129 馬場 431 白水 17,523 井口 601 錦野 801 迫井手 1
9	特定資産積立支出	2,062	1,562	500	職員退職給付引当積立資産積立支出 経常 1,001 白川 501 転用決済金積立資産積立 白川 500 堀川 10 馬場 10 白水 10 井口 10 錦野 10 迫井手 10
10	雑支出	150	150	0	過年度支出金 経常 100 白川 50
11	繰越金				次年度への繰越金額
12	予備費	3,238	3,970	△732	経常 514 白川 806 堀川 256 馬場 235 白水 745 井口 263 錦野 254 迫井手 85 ダム 80
	合 計	183,949	204,586	△20,637	

令和4年度 一般会計収支決算書

一金 収入 214,023,570円

一金 差引 21,836,802円

一金 支出 192,186,768円

※収入支出差引残高 翌年度へ繰越し

収 入

(単位:円)

	款	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	本年度決算額	比較増減
1	土地改良事業収入	70,851,000	129,000	70,980,000	71,914,425	934,425
2	附帯事業収入	11,100,000	810,000	11,910,000	15,359,049	3,449,049
3	基本財産運用収入	8,000	6,000	14,000	3,004	△10,996
4	特定資産運用収入	2,000	18,000	20,000	687	△19,313
5	補助金等収入	43,044,000	2,940,000	45,984,000	45,874,428	△109,572
6	交付金収入	18,540,000	△18,540,000	0	0	0
7	寄付金収入	10,000	168,000	178,000	449,810	271,810
8	業務受託収入	7,550,000	△ 29,000	7,521,000	7,521,000	0
9	雑収入	1,418,000	△ 34,000	1,384,000	2,178,947	794,947
10	借入金収入	31,250,000	△9,075,000	22,175,000	22,068,017	△106,983
11	基本財産取崩収入	14,763,000	2,191,000	16,954,000	33,164,000	16,210,000
12	特定資産取崩収入	0	0	0	0	0
13	固定資産売却収入	0	0	0	44,764	44,764
14	出資金返還収入	0	0	0	0	0
15	繰越金	6,050,000	9,493,000	15,543,000	15,445,439	△97,561
	合 計	204,586,000	△11,923,000	192,663,000	214,023,570	21,360,570

支 出

(単位:円)

	款	当初予算額	補正予算額	補正後予算額	本年度決算額	比較増減
1	土地改良事業支出	108,947,000	△6,268,600	102,678,400	92,014,125	△10,664,275
2	附帯事業費支出	0	0	0	0	0
3	一般管理費支出	26,676,000	△2,961,109	23,714,891	21,088,428	△2,626,463
4	土地改良事業負担金支出	42,560,000	△5,609,000	36,951,000	36,233,119	△717,881
5	借入金返済支出	0	0	0	0	0
6	支払利息	315,000	△250,000	65,000	64,430	△570
7	固定資産取得支出	150,000	△140,000	10,000	0	△10,000
8	基本財産積立支出	20,256,000	2,890,000	23,146,000	39,359,004	16,213,004
9	特定資産積立支出	1,562,000	1,048,000	2,610,000	3,427,662	817,662
10	雑支出	150,000	0	150,000	0	△150,000
11	繰越金	0	0	0	0	0
12	予備費	3,970,000	△632,291	3,337,709	0	△3,337,709
	合 計	204,586,000	△11,923,000	192,663,000	192,186,768	△476,232

財 産 目 録

令和5年3月31日現在

(単位:円)

科 目		金 額	
Ⅰ 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金及び預金			
現金及び預金	40,481,339		
(2) 未収賦課金等			
未収経常賦課金	608,350		
未収維持管理賦課金	572,150		
未収特別賦課金	5,270		
(3) その他未収金			
未収負担金	11,600		
(4) 短期未収金			
短期未収金	21,023,721		
前払金	36,233,119		
流動資産合計		98,935,549	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
山林、宅地及びその従物	12,112,674		
財政調整積立資産	177,259,426		
基本財産合計	189,372,100		
(2) 特定資産			
所有土地改良施設	3,288,865,734		
土地改良施設用地等	724,695,472		
受託土地改良施設使用収益権	228,859,998		
職員退職給付引当積立資産	12,837,433		
転用決済金積立資産	27,162,166		
特定資産合計	4,282,420,803		
(3) その他固定資産			
土地	123		
建物	21,796,687		
機械及び装置	2		
車両運搬具	1,768,768		
器具備品等	11,959		
適正化事業拠出金	1,359,600		
長期未収賦課金等			
・長期未収経常賦課金	1,125,210		
・長期未収維持管理賦課金	1,277,270		
・長期未収特別賦課金	87,690		
出資金	1,519,000		
長期前払金	15,600,000		
その他固定資産合計	44,546,309		
固定資産合計		4,516,339,212	
3 繰延資産			
繰延資産合計		0	
資産合計			4,615,274,761
Ⅱ 負債の部			
1 流動負債			
未払金	36,323,076		
預り金	99,182		
適正化事業拠出金短期未払金	1,174,800		
流動負債合計		37,597,058	
2 固定負債			
公庫資金等長期借入金	37,668,017		
適正化事業拠出金長期未払金	1,174,800		
職員退職給付引当金	12,244,649		
固定負債合計		51,087,466	
負債合計			88,684,524
Ⅲ 正味財産の部			
			4,526,590,237

農業水利施設が新しくなりました☆三



【事業概要】

工 事 名: 土地改良施設維持管理適正化事業(45期生)
令和5年度久保田地内取水施設改修工事
工事期間: 令和5年9月～令和6年3月
総事業費: 10,000千円
負 担 金: 国30%、県30%、町28%、地元12%

施設の老朽化のため転倒ゲートを更新しました。
これまでは発動機によるで起伏操作をしてましたが、電動で操作できるように更新工事をしました。



【事業概要】

工 事 名: 土地改良施設維持管理適正化事業(43期生)
令和5年度迫井手幹線水路分水ゲート整備工事
工事期間: 令和5年9月～令和6年3月
総事業費: 10,600千円
負 担 金: 国30%、県30%、町28%、地元12%

施設の老朽化のため分水樋門を更新しました。
これまでは水門の上で操作していましたが、安全面を考慮し、登らないで操作ができるように更新工事をしました。



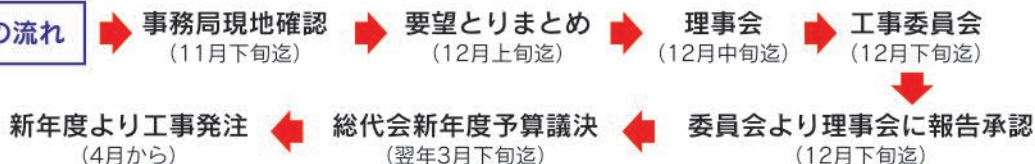
工事要望についてのお願い

水路等の修繕等がある場合は各被選任区の理事又は各地区の総代さんにご相談下さい。

※役員さんが分からない場合は事務局までお問合せください。

なお、個人からの工事要望は受け付けていませんのでご了承ください。

要望受付後の流れ





水土里ネットおおきくのイベント・活動紹介

穀雨祭神事式典

大津町瀬田の上井手頭首工において、穀雨祭を挙行了しました。

令和4年度まで新型コロナウイルス感染拡大防止のため少人数で祈願していましたが、本年度につきましては役職員一同で祈願しました。

「穀雨」とは、「雨が降って百穀を潤す」という意味からきた言葉であり、今年1年の五穀豊穡と、組合員の皆様の農作業安全を祈願しました。また当日は、樋門管理者の委嘱状交付も行われました。



白川中流域における水田湛水推進に関する協定締結

令和6年2月8日(木)熊本市役所において水循環型営農推進協議会と熊本市、菊陽町、大津町と熊本県立会いのもと水田湛水事業に協力して取り組むことを目的として第3期(令和15年まで10年間)の協定を締結しました。

白川中流域における農業及び地下水かん養機能の重要性に関する住民の相互理解の促進や関係地域の住民交流、環境保全型農業や農産物の地産地消の普及にも取り組みます。



田んぼの学校 in 白川中流域 2024

令和6年度の田んぼの学校は4年ぶりに小学生を対象に開催しました。

悪天候が予想されましたが、小雨の中無事、田植え体験を行うことができました。参加者の皆さんは足がぬかるみ苦戦しながらも一株つつ丁寧に手作業で田植えを行いました。

この白川中流域の特異な農地で農業体験を行うことや、水の学習を通し、農業農村や土地改良区の役割を理解してもらい、次世代に繋ぎ、農業農村の持つ役割を持続可能なものにしていきます。



表彰受賞その他啓発活動予定

- 7月 地域環境保全功労者受賞・白川中流域土地改良区協議会(環境省主催)
- 7月 水資源功績者受賞・白川中流域土地改良区協議会(国土交通省主催)
- 8月 『夏季の節水重点期間』イベント(熊本市主催)
- 8月 夏休み特別イベント『しつとつと？国の仕事』(九州農政局主催)
- 6月 10月 田んぼの学校in白川中流域2024(白川中流域土地改良区協議会主催)
- 11月 すぎなみフェスタ(菊陽町主催)



農地くんから手続きのお知らせ



① 組合員の変更が生じた場合

◆組合員資格得喪通知◆

組合員資格に変更が生じた場合は、土地改良法第43条の規定に基づき「組合員資格得喪通知書」により届出が必要です。(土地改良法第43条第1項 組合員の資格得喪の通知義務)

1. 農地の売買・賃借・交換などした場合
2. 農業者年金の受給のため経営移譲した場合
3. 現資格者(組合員)の死亡のため土地を相続し名義変更した場合
4. 公共用地(道路等)に提供した場合

上記のような事由にて、市町村や農業委員会、法務局等で手続きを行っても、組合員の皆様から改良区へ届出がなければ、土地台帳等の情報は変更されません。

なお、届出がない場合、賦課金は変更前のまま賦課されますので必ずお届け下さい。

② 地区除外・決済金について

◆地区除外とは◆

地区除外とは、土地改良区の管轄の農地(=受益地)を農地以外のもの(道路や宅地など)に転用し、土地改良区の賦課受益地からその農地を除外することです。地区除外が認められた場合、その土地については翌年度より賦課金の負担がなくなります。(※ただし、転用決済金が必要です。下記「決済金について」を参照)

地区除外をおこなうには、管轄の農業委員会と土地改良区の認可が必要です。

また、農業委員会から土地改良区の意見書を求められる場合もあります。そのため、あらかじめ土地改良区に、農地転用等の通知・地区除外申請が必要です。

◆地区除外決済金とは◆

農地を転用する場合は、土地改良法第42条「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられております。

地区除外決済金は、転用等による農地の減少、維持管理費の増大により、残った農地の組合員が過重負担にならないよう、組合員の負担の公平を図るため、農地を転用する際には地区除外決済金を納付していただき、維持管理費に充てております。

市街化区域の場合も地区除外申請書の届出と地区除外決済金の納付が必要です。届出がないと農地のまま賦課されます。公共事業(道路または施設等)の用地として買収された場合も地区除外決済金は発生します。

③ 賦課金について

近年、相続や売買により新たに組合員となった方や水を使ってないのに「なぜ土地改良区に賦課金を支払わねばならないのか」といった質問が寄せられます。

土地改良区が賦課できる根拠は土地改良法第36条第1項(経費の賦課)に「土地改良区は、定款に定めるところにより、その事業に要する経費を充てるため、地区内にある土地につき、組合員に対して賦課徴収することができる。」とされています。

賦課金は土地改良事業(農地や農業用水、排水路などの維持管理も含む)の受益地に賦課するもので、耕作の有無に関わらずその農地は、土地改良事業の効果を受けるため、受益者で賦課金を負担する必要があります。また、一般的な水道代などの水使用の費用等ではありません。

本土地改良区賦課金には種類があります。(維持管理費単価は地区によって異なります。)

- 経 常 賦 課 金** 【事務費】土地改良区の運営費用へ充当
- 維持管理賦課金** 【維持管理費・財政調整積立金】施設の維持管理に必要な費用へ充当
- 事 業 負 担 金** 【負担金】事業により工事を行った場合の工事負担金へ充当



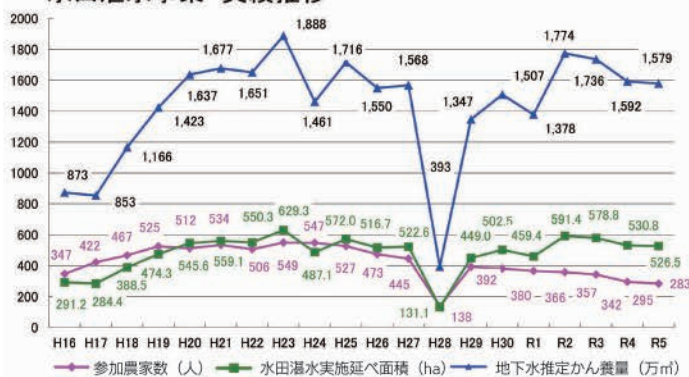
いろんな取組み・活動に参加してみませんか!

■水循環型営農推進協議会より

日頃から本協議会が推進する水循環型営農運動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。活動紹介のページにもありましたが、熊本市との協定締結が行われ、本年度より新たに10年の事業継続となりました。今後も皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

事業参加の申し込みにつきましては、例年3月に行っております。新たに冬期湛水の実施や湛水期間、単価の変更などございますので、詳しくは事務局までお問い合わせください。

水田湛水事業 実績推移



水田湛水助成金単価、湛水期間の改正

これまでの水田湛水助成金単価			新単価(2024年～)		
期間	湛水日数	助成金単価(10aあたり)	湛水日数	助成金単価(10aあたり)	
0.5ヶ月	15日以上	8,250円	15日以上	16,000円	
1ヶ月	25日以上	11,000円	30日以上	19,000円	
1.5ヶ月	40日以上	13,750円	45日以上	22,000円	
2ヶ月	55日以上	16,500円	60日以上	25,000円	
2.5ヶ月	70日以上	19,250円	75日以上	28,000円	
3ヶ月	85日以上	22,000円	90日以上	31,000円	
3.5ヶ月	100日以上	24,750円	105日以上	34,000円	
4ヶ月	115日以上	27,500円	120日	37,000円	



■菊陽町農村環境保全隊事務協議会より

土地改良区では資源向上の活動の(地域資源の質的向上を図る共同活動)や(施設の長寿命化のための活動)活動を支援、推進しています。

農林水産省ホームページより抜粋

地域資源の質的向上を図る共同活動の例



資源向上支払交付金

(地域資源の質的向上を図る共同活動)

施設の長寿命化のための活動の例



資源向上支払交付金

(施設の長寿命化のための活動)



何かございましたらお問い合わせください。

おおきく土地改良区事務所 案内図



水土里ネットおおきく(おおきく土地改良区)
【お問合せ先】
TEL(096)293-6851 FAX(096)293-6995
e-mail:ookiku@fancy.ocn.ne.jp
就業時間:平日8時30分から17時15分まで
土・日祝祭日:休業



大津駅から車で7分
熊本阿蘇空港から車で13分
益城・空港インターから車で21分